

掛川市規則第5号

掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則（平成17年掛川市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「一括納付し」の次に「、又は条例第8条第3項の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内一括納付の申出をし」を加える。

別表第1中

「

全額一括納付	20%	20%
残り4年分一括納付	16%	—
残り3年分一括納付	12%	—
残り2年分一括納付	8%	—
残り1年分一括納付	4%	—

」

を

「

全額一括納付	20%	20%
残り4年分一括納付	16%	16%
残り3年分一括納付	12%	12%
残り2年分一括納付	8%	8%
残り1年分一括納付	4%	4%

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。